

笠松中央交流センター他2施設照明設備 LED 化事業賃貸借業務基本協定書

笠松町(以下「甲」という。)と代表企業〇〇株式会社及び構成員〇〇株式会社(以下「乙」という。)は、笠松中央交流センター他2施設照明設備 LED 化事業賃貸借業務(以下「本事業」という。)について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本事業において、笠松中央交流センター他2施設照明設備 LED 化事業賃貸借業務公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、甲による審査の結果、提案採用者の候補となった乙と今後の賃貸借契約の締結に向けた準備や調査、詳細協議を行うことを目的とし、必要な事項を定める。

(事業スケジュール)

第2条 本事業におけるスケジュールは、乙のプロポーザル提案書を基に甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 乙は、実施要領における「第10号様式 既存照明・提案照明一覧及び省エネ試算表」について、記載内容と現地との整合確認のため、必ず現地調査を実施する。

3 現地調査が完了したあと、乙は甲に対し、改めて見積書を提出することとし、企画提案時との変更点を明確にすること。また、企画提案時に提出した内訳明細書との整合を図ること。

4 甲は乙の提案内容及び現地調査結果等を踏まえ、詳細協議を行うものとする。

(リース費用の見直し)

第3条 乙の企画提案時に提出した「リース費内訳明細書」の算出根拠となるリース料率は、提案時における日本の政策金利、金融情勢等を踏まえて検収時点の数値を想定、反映したものである。

2 本協定締結後から、各対象物件の検収が完了しリースが開始されるまでの間において、日本の政策金利が乙の想定を超えて上昇し、提案時または契約時のリース費用を維持することが社会通念上困難であると甲乙双方が認める場合には、誠意をもって協議し、当該リース費用の見直しおよび改定を行うことができるものとする。

(賃貸借契約)

第4条 賃貸借契約は、甲と乙の代表企業である〇〇株式会社が締結することとする。

2 賃貸借契約の仕様書等詳細内容については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(準備行為)

第5条 賃貸借契約を締結する前であっても、乙は、自己の責任と費用において、本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に協力するものとする。

(現地調査等)

第6条 乙は、本事業の遂行にあたり現地調査を行う場合、あらかじめ甲に連絡し、その承諾を受けなければならない。

2 甲は、前項の現地調査にあたり、乙に対して必要な資料等の提供についても協力するものとする。

3 賃貸借契約の締結に向けた現地調査に要した費用については、賃貸借契約の金額に含むものとする。

(契約不調の場合における処理)

第7条 賃貸借契約の締結に至らなかった場合は、甲及び乙が現地調査に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、相互に債権債務関係が生じないことを確認するものとする。ただし、乙の責めに帰さない事由により賃貸借契約の締結に至らなかった場合は、乙が現地調査に関して要した費用については、甲が負担するものとする。

2 賃貸借契約の締結に至らなかった場合において、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた書類(以下「甲の資料」という)及びその複写物をすべて返却し、甲の資料を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物(以下「乙の資料」という)をすべて破棄しなければならない。この場合において、乙は、返却した資料等の一覧又は廃止した資料等の一覧を甲に提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙はその社内規則または実務慣習に従い甲の資料及び乙の資料については、甲乙協議の上、これを保存することができるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定は、本協定の締結の日から効力を発し、賃貸借契約締結をもってその効力を失う。

2 前項の賃貸借契約は、令和 年 月 日までに締結するものとする。

(その他協議)

第9条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

本協定成立の証として本書 3 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

住所 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

氏名 笠松町長 古田聖人

乙【代表企業】

住所 ○○番地

氏名 ○○株式会社

乙【構成員】

住所 ●●番地

氏名 ○○株式会社